

【参考】使用済燃料の貯蔵状況と対策

電力会社	発電所名	法的要求容量(tU)	使用済燃料貯蔵量(tU)	当面の対策方針	将来の対策方針
北海道	泊	1,070	400	現行の使用済燃料ピットを活用する。	使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、乾式貯蔵施設を含め種々の貯蔵方針について検討する。
東北	女川	860	490	現行の使用済燃料プールを活用する。また、敷地内の乾式貯蔵施設への搬出を計画している。(240tU増容量、2025年5月設置変更許可)	当面の対策を継続するとともに、使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方針について検討する。
	東通	440	100	現行の使用済燃料プールを活用する。	
東京	福島第一	2,260	2,130	乾式キャスク仮保管設備への搬出を計画している。	乾式キャスク仮保管設備への搬出を計画している。(福島第一廃止措置工程全体の中で検討)
	福島第二	1,880	1,650	現行の使用済燃料プールにて保管する。	現行の使用済燃料プール及び将来導入予定の乾式貯蔵施設にて保管する。
	柏崎刈羽	2,910	2,340	リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(2024年11月事業開始、3,000tU)	リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(最終貯蔵量5,000tU)
中部	浜岡	1,300	1,130	現行の使用済燃料プールを活用する。また、敷地内の乾式貯蔵施設への搬出を計画している。(2015年1月設置変更許可申請。2024年11月設計方針を変更(800tUに変更))	当面の対策を継続するとともに、使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等の貯蔵方針について検討する。
北陸	志賀	740	150	現行の使用済燃料プールを活用する。	敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方針について検討する。
関西	美浜	620	510	福井県外における中間貯蔵について、理解活動、可能性調査等を計画的に進め、2030年頃に2千トンU規模で操業開始する。	当面の対策に加え、その進捗の状況や使用済燃料の発生見通し等を踏まえつつ、国のエネルギー基本計画やアクションプランに沿って、事業者間の共同・連携など、あらゆる可能性について検討・対応していく。
	高浜	1,730	1,550	計画遂行にあたっては使用済燃料対策の重要性に鑑み、迅速かつ的確に対応し、できる限り前倒しを図る。	
	大飯	2,100	1,910	「使用済燃料対策ロードマップ」(2025年2月13日に見直したロードマップを公表)に基づき、着実に発電所が継続して運転できるよう、あらゆる可能性を組み合わせ、必要な搬出容量を確保する。	
中国	島根	700	480	現行の使用済燃料プールを活用する。	使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方針について検討する。
四国	伊方	1,010	790	現行の使用済燃料ピット及び敷地内乾式貯蔵施設を活用する。(2025年7月運用開始、500tU)	当面の対策を継続するとともに、使用済燃料の発生見通しや再処理工場の状況等を踏まえつつ、計画的に搬出していく。
九州	玄海	1,540	1,280	2024年11月に3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増強(リラッキング)工事が完了し、2024年12月から運用を開始(290tU増容量、2019年11月設置変更許可、2020年3月工事計画認可)また、敷地内の乾式貯蔵施設への搬出を計画している。(440tU増容量、2021年4月設置変更許可。2025年4月設工認認可、2025年5月設置工事開始)	当面の対策を継続するとともに、使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等の貯蔵方針について検討する。
	川内	1,340	1,190	現行の使用済燃料ピットを活用する。(使用済燃料ピット共用化：2024年12月設置変更許可、2025年8月設工認認可)また、敷地内の乾式貯蔵施設への搬出を計画している。(260tU増容量、2025年10月設置変更許可申請、安全審査中)	
原電	敦賀	910	630	リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(2024年11月事業開始、3,000tU)	リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(最終貯蔵量5,000tU)
	東海第二	440	370	既設の敷地内乾式貯蔵設備の活用(70tU増容量)及びリサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(2024年11月事業開始、3,000tU)	リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画している。(最終貯蔵量5,000tU)
合計		21,840	17,120		

※1 各発電所における法的要求容量、使用済燃料貯蔵量であり、日本原燃、中間貯蔵施設は含んでいない。

※2 法令要求上は、貯蔵容量から1炉心分を差し引いた容量が必要。なお運転を終了したプラントについては、貯蔵容量(法的要求容量+1炉心)と同じとしている。

※3 使用済燃料貯蔵量は2026年3月末時点。

※4 福島第一は廃炉作業中であり、第1回推進協議会時点(2015年9月末値)を参考値とし、その後の廃炉作業に伴う乾式キャスク仮保管設備拡張等は除外している。

※5 浜岡1,2号炉、伊方1号炉は廃止措置中であり、燃料搬出が完了しているため、法的要求容量から除外している。

注) 四捨五入の関係で、合計値は、各項目を加算した数値と一致しない部分がある。